

会則の改正について

第16条の次に16条の2を加える。

16条の2（書面決議）

不可抗力により、理事会・総会の運営不可能な事象が発生した場合は、総会、理事会の議決については、会長の判断により、役員及び評議員を招集しないで、書面による議決ができることとする。

なお、議決については、会則第16条第3項を準用し、役員及び評議員の過半数をもって議決する。